

令和3年度 第1回

入札案内書

(郵便型一般競争入札方式による村有地売払いの御案内)

入札物件	古宇利東原500番 121m ²
入札申込 受付期間	令和3年10月18日(月)から令和3年12月17日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)
入札期間	入札参加決定通知書を受け取った日から令和3年12月28日(火)まで
開札日時	令和4年1月4日(火) 午後2時から

今帰仁村



【問合わせ先】

沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地

今帰仁村企画財政課(今帰仁村役場2階)

電話 代表 0980(56)2101

直通 0980(56)2114

MAIL keiyaku@vill.nakijin.lg.jp

FAX 0980(56)2105

村有地売払い（郵便型一般競争入札方式）募集案内

郵便型一般競争入札方式による村有地の売払いとは、郵便により村が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札された方に物件を購入していただくものです。

次の公有財産を、郵便型一般競争入札により売払います。入札に参加するには、事前に申込みが必要ですので、入札への参加を希望される方は、この「入札案内書」をよくお読みになったうえで、お申込みください。

1 入札物件（資料1・2・3参照）

土地

所在	地番	地目	面積（㎡）
古宇利東原	500番	原野	121㎡

※原則、現地説明会は行いません。

2 最低売却価格

本入札物件の最低売却価格は、2,330,000円です。

3 入札参加者の資格等

地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、売却地の売払いの相手方となることができない。

- (1) 市町村民税等の滞納がある者
- (2) その他村長が不相当と認めた者

4 入札参加の申込期間及び申込方法等

下記の受付場所に申込書及び誓約書（第1号様式及び第2号様式）と必要書類を、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかにより、郵送してください。なお、令和3年12月17日（金）必着となります。

受付期間内に入札参加申込みの手続きを済まされないと、入札に参加できません。

受付期間	令和3年10月18日（月）から令和3年12月17日（金）まで
送付場所	沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地 今帰仁村企画財政課（今帰仁村役場2階）

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ●個人の場合 住民票（原本） 印鑑登録証明書（原本） 納税証明書（市町村民税・固定資産税・軽自動車税） ●法人の場合 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本） 印鑑登録証明書（原本） 納税証明書（市町村民税・固定資産税・軽自動車税）
入札参加資格	入札参加資格の有無については、提出された必要書類等を基に村において審査の上、資格を有すると認めた場合に限り令和3年12月28日（火）までに「入札参加資格決定書」及び関係書類を送付します。

5 入札について

入札期間	入札参加決定通知書を受け取った日から令和3年12月28日（火）まで
入札方法	郵便型一般競争入札方式 入札参加資格決定書に同封の入札書に、金額等を記入し、「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」又は「特定記録郵便」のいずれかの方法により下記住所に郵送すること。持参その他の方法によるものは受け付けません。
宛 先	〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根 2 1 9 番地 今帰仁村役場 企画財政課 郵便入札担当 宛
入札保証金	必要

(1) 入札者は、開札日の3営業日前までに入札保証金として、納入書に住所氏名及び**入札金額の1割以上に相当する金額**を記入し、最寄りの金融機関で下記口座に納付してください。又は、今帰仁村役場内金融機関へ直接納付して下さい。納付完了しましたら問い合わせ先(0980-56-2114)まで御一報ください。

金融機関名	農業協同組合 今帰仁支店
口座番号	0238821
口座名	村役場その他会計

(2) 入札保証金の納付書及び還付請求書を、入札参加資格決定書に同封の上、第1号様式に記載の住所へ送付いたします。

(3) 入札書に使用する印鑑

入札書に押印する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑を使用してください。入札参加申込書（第1号様式）に押印する印鑑も同様です。なお、それ以外の印鑑の場合の入札書は無効とします。

(4) 入札書の記入方法

- ①入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）を記入のうえ、押印するものとします。
- ②入札金額の記載は、算用数字を用い、最初の数字の前に『¥』を記入してください。
- ③黒のボールペンを使用してください。
- ④提出済の入札書は、その理由如何にかかわらず、引き換え、変更又は取り消しを行うことはできません。

(5) 封筒の記載方法

封筒については別記のとおり記載して下さい。

(6) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①「3. 入札参加の資格等」に該当する者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）の入札
- ②(4)及び(5)の方法に沿わない封筒又は入札書による入札
- ③今帰仁村契約規則（平成26年規則第8号）第27条に該当する入札
※今帰仁村HPの例規集→体系→第6編財務→第1章財産・契約より閲覧できます。
- ④申込書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- ⑤民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤の入札
- ⑥入札期間までに到着しなかった入札
- ⑦誓約書記載の事項に反する行為があったと認められる場合

(7) 開札日時及び場所

開札日時	令和4年1月4日（火） 午後2時から
開札場所	今帰仁村役場2階 第1会議室

※入札参加者は、希望があれば入札に立ち会うことができます。

(8) 落札者の決定

入札は、予定価格（最低売却価格）以上の価格であって、最高の額を入札した者をもって落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにクジによって落札者を決定します。また、くじ引きの対象となる入札者が当該入札に立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない村の職員が、代わりにくじを引くものとしてします。

(9) 入札保証金の還付

落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後に入札参加資格決定書に同封している還付請求書を郵送提出していただいた後、3週間以内に入札参加者の指定された口座へ還付いたします。この場合、利息は付きません。

なお、入札保証金の納付及び還付を口座振込にて行う場合は、振込手数料は入札者負担となりますので御了承下さい。

(10) 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当いたします。

6 物件の確認等

(1) 物件については、現地確認などを行ったうえで購入してください。現状有姿で引渡しますので、入札物件上に工作物等が存している場合であっても、村として取壊し等を行うことはありません。

(2) 対象地は、土壤汚染防止法などに基づく、化学物質等の含有の有無の確認のための化学的調査は実施しておらず、今後、村としては実施する予定もありません。

(3) 対象地については地盤沈下等の確認のための土地の物理的性状調査はしておらず、今後、村としては実施する予定もありません。

(4) 生活排水処理について、本村は公共下水道が整備されていないため、浄化槽設置による排水処理を行ってください。

(5) 入札物件に隠れた瑕疵があった場合、今帰仁村は担保責任を負いません。

7 質問の受付

この一般競争入札に関する問い合わせ方法は、次のとおりとします。

提出様式	村有地売払いに係る一般競争入札に関する質問書（第3号様式）
受付期間	令和3年10月18日（月）から令和3年11月17日（水）まで

提出方法	電子メール又はファックス (いずれの場合も到着確認を行ってください。)
提出先	今帰仁村企画財政課財政係 電話 : 0980-56-2114 E-mail : keiyaku@vill.nakijin.lg.jp Fax : 0980-56-2105
回答	提出された質問に直接回答するほか、ホームページで公開します。

8 契約上の特約等

- (1) 売買契約の成立日から10年間、第三者への転売を禁止します。
- (2) 売買契約の成立日から10年間、当該地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することを禁止します。
- (3) 売買契約の成立日から10年間、売買物件を集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の事務所など、公序良俗に反する用に供することを禁止します。

(4) 買戻し特約の登記等

買受者が上記(1)～(3)の条件に違反した場合は、今帰仁村は無条件で売買物件を買い戻しできることとし、契約締結の日から10年間の買戻し特約を設定するとともに、買戻し特約の登記を行います。

なお、村が買い戻した場合は、買受者の費用負担において、原形復旧のうえ、村へ返還していただきます。ただし、村が原状に復すことが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができます。また、売買代金には利息等は付しません。

契約締結の日から10年が経過し、買受者が上記(1)～(3)の条件に違反した事実がないと今帰仁村が認めたときは、買戻し特約を解除します。この場合、買受者の請求により買戻権の登記の抹消登記を嘱託するものとし、この登記に要する費用は買受者の負担とします。

(5) 違約金

買受者が(1)～(3)の条件に違反した場合は、売買代金の3割に相当する額の違約金を村に支払わなければなりません。

(6) 実地調査等

上記(1)～(3)の条件の履行を確認するため、随時、売買物件の使用状況について実地調査を行うことがあります。また、買受者に使用状況について報告を求めることがあります。この場合において、買受者はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはなりません。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定日から原則として7日以内に本契約を締結していただきます。
契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は今帰仁村に帰属することになります。
- (2) 契約書は所定の契約書（第4号様式）を、村、落札者双方が記名、押印したときに成立します。
- (3) 契約締結の際、入札保証金から充当した契約保証金は、売買代金へ充当します。
- (4) 落札者は、契約締結に要する費用として、契約金額に応じた収入印紙の添付が必要となります。
- (5) 落札者以外の名義人とは契約の締結はできません。

10 売買代金の納入

売買代金（＝契約金額－契約保証金）は、契約締結時に村が発行する納入通知書により、契約の成立日から1月以内一括納付していただきます。

納入期限までに、売買代金が完納されない時は契約を解除することがあります。この場合、契約保証金は今帰仁村に帰属することとなります。

11 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金が完納されたときに、村から買受人へ移転することとなります。
- (2) 所有権移転登記手続きは、売買代金完納後、買受者において行っていただきます。
- (3) 所有権移転登記手続きに必要な費用は、買受者負担となります。
- (4) 売買代金完納後の公租公課及びその他必要となる費用は、買受人の負担となります。
- (5) 引渡しは現状有姿で行います。

12 その他

入札関係書類に記載された個人情報、入札事務及び入札参加資格の確認（警察本部への情報提供を含む）に使用されます。また今帰仁村情報公開条例（平成15年条例第1号）に基づく開示が実施されることがあります。

契約締結したものについては、物件の所在地、数量、契約金額及び個人・法人の別（法人であれば法人名・代表名まで）をホームページで公表することになります。

本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び今帰仁村契約規則等の定めるところにより処理することとします。

別記

【封筒の記載方法】

表

〒905-0492

書留

沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地

今帰仁村役場企画財政課 郵便入札担当 宛

提出期限 令和 年 月 日

村有地売買に係る入札書 在中

裏

〒〇〇〇-〇〇〇〇

入札者住所
商号
代表者氏名

代表者印

